

# 令和8年度 事業計画書

社会福祉法人 利島村社会福祉協議会

# 令和8年度事業計画書

## ～ 協働で創る利島のふくし ～

### 1. 事業方針

社会福祉法に定められた地域福祉推進の中心的役割を果たす団体として、誰にも住みやすい島づくりを推進するとともに、住民や島内諸団体と協働して豊かで住みやすく活気ある島づくりに貢献する。

利島村総合計画、老人福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画等と連動し、利島村の政策の中で住民と共に福祉活動を展開する。

専門的な立場から高齢者や障がい者、住民の相談にあたり、その要望の把握につとめ、社会福祉協議会がもつ諸機能と管内外の関係機関・諸団体との協力・連携によって住民の生活を支援する。住民に必要な福祉サービスを安定供給するとともに法人運営を安定させるため、財源の確保と職員の人材及び住宅確保に努める。

### 2. 重点目標

- (1) 利島村高齢者在宅サービスセンター運営の安定を図り、利用者本位のサービス提供と支援内容の向上に努める。
- (2) 利島村より、利島村地域包括支援センターを受託運営し、高齢者の生活を支援する。
- (3) 利島村こども家庭センターの運営を通じて、子どもの居場所を新たに設けるなど地域の子ども及び子育て世代の支援に取り組むとともに、地域全体で子どもを育てるという意識の醸成を推進する。
- (4) 福祉にまつわる啓発事業に取り組み、住民の福祉への理解を進める。
- (5) 法人活動の理解を図るとともに、島内の企業や住民活動をホームページや広報紙で紹介し、住民間の交流の一助に努める。
- (6) 管内外の関係機関や諸団体との連絡調整を行う。
- (7) 利島の福祉をより良く担い続けるため、高齢者・子ども・障がい者が一体的にサービスを受けることができる事業所の設置運営に向けての準備をすすめる。

### 3. 事業

#### ① 高齢者福祉

##### (1) 利島村高齢者在宅サービスセンター

##### 1 介護保険事業

- ・ 居宅介護支援事業を行う。(ケアプランセンター木春) ※P4 別紙①
- ・ 地域密着型通所介護事業を行う。(デイホームさくゆり) ※P6 別紙②

##### 2 介護保険外の事業

- ・ 通所介護事業利用者に「お泊りデイサービス」及び「夜間相談・訪問サービス」を提供する。
- ・ 家族介護者への支援を行う。
- ・ 一般介護予防事業として利島村サロン事業を実施する。
- ・ 福祉関連物品等について買物サポート事業を行う。
- ・ 日常生活支援ホームヘルプサービス事業を行う。
- ・ 介護ベッドやドライクーラーなどの福祉関連用具貸与事業を行う。
- ・ 理美容サービス事業を行う。
- ・ 排泄補助用品等購入代金助成事業を行う。
- ・ 配食サービス(生活支援体制整備事業)を行う。
- ・ 一人暮らし高齢者等傾聴訪問(生活支援体制整備事業)を行う。
- ・ KUMON 学習療法および脳の健康教室を開催する。

### 3 その他

- ・ 利島村老人会の活動に協力する。
- ・ 利島村敬老祝賀会に協力する。

#### (2) 利島村地域包括支援センター ※P8 別紙③

利島村より利島村地域包括支援センターを受託し運営する。高齢者の総合相談窓口として関係機関等と十分な連携をもって相談支援にあたる。高齢者の生活支援体制整備に取り組む。

#### ② 地域福祉

- ・ 島内諸団体、学校、企業等と協働して世代や出身地を超えた住民の交流を促し、住みやすい利島づくりを進める。
- ・ 社協セミナー等を開催し、福祉やその周辺制度への住民の理解を進める。
- ・ 利島小中学校の職場体験や福祉関係プログラム（授業等）に協力する。
- ・ 送迎サービスを提供する。
- ・ 高齢者や障がい者等が自信や生きがいを持って社会参画を実現していくことを目的に、農福連携の考え方を取り入れた農園事業を推進する。
- ・ 地域交流、多世代交流を目的とした農園事業を展開する。
- ・ コピー機等 OA 機器の活用機会を住民に供する。

#### ③ 障がい者福祉

- ・ 障がい者（児）及びその家族への相談活動を行い、関係機関と連携して日常生活上必要な支援を行う。また、社会参加の機会を提供する。
- ・ 利島村の障がい者（児）関連事業に協力する。
- ・ 理美容サービス事業を行う。
- ・ 清掃ボランティア受け入れ事業の拡充など、各種当事者活動への協力を強化する。

#### ④ ボランティア活動推進

- ・ 住民及び島内団体のボランティア活動を支援する。
- ・ 利島村内で活動するボランティア団体等に協力する。
- ・ ボランティア保険及び行事保険を取り扱う。

#### ⑤ 児童福祉

##### 1 利島村こども家庭センター

- ・ 利島村こども家庭センター事業を行う。  
（利島村こども家庭センター）※P10 別紙④

##### 2 学童クラブ

- ・ 放課後児童健全育成事業を行う。  
（利島村放課後児童クラブ）※P12 別紙⑤

##### 3 その他

- ・ 児童と高齢者等の交流の機会をつくる。
- ・ 各機関・団体の子育て支援活動等に協力する。
- ・ 利島村より受験生チャレンジ支援資金貸付事業を受託運営する。
- ・ 排泄補助用品等購入代金助成事業を行う。

#### ⑥ 地域福祉権利擁護

- ・ 東京都社会福祉協議会より受託し、福祉サービス利用援助を基本契約とする地域福祉権利擁護事業を行う。

- ⑦ 生活福祉資金貸付
- ・ 東京都社会福祉協議会より受託し、民生委員の協力を得て、低所得世帯や身体障がい者の世帯などへの生活福祉資金貸付事業を行う。
- ⑧ 共同募金
- ・ 東京都共同募金会の「赤い羽根共同募金」及び災害義援金募金に協力する。
  - ・ 地域福祉推進のために「歳末たすけあい募金」を実施する。
- ⑨ 普及啓発
- ・ 『社協だより』を定期的に発行および全戸配布し、利島村社会福祉協議会の事業や福祉の諸制度及び島内団体等の活動に関する情報提供を行う。
  - ・ ホームページを定期的に更新し、島内外に情報提供を行う。
  - ・ 社協セミナー等を開催し、福祉やその周辺制度への住民の理解を進める。(再掲)
- ⑩ 研修研究
- ・ 役職員の資質向上を図るため、利島村社会福祉協議会の各事業に必要な研修を行う。
  - ・ 利島村及び小規模離島での福祉推進や、適切な福祉サービスの提供について検討する。
  - ・ 持続可能性にも配慮した利島の福祉の在り方として、いわゆる「富山型デイサービス」の導入に関する調査研究を継続し、その実施について検討、準備を進める。
- ⑪ 連絡調整
- ・ 利島村及び管内関係機関と十分な連絡調整を行う。
  - ・ 東京都社会福祉協議会、東京諸島各町村社会福祉協議会及び管外関係機関と必要な連絡調整を行う。
- ⑫ 組織強化
- ・ 自主財源の確保のため、会員増強に努める。
  - ・ 会員に向けたウォーキングイベント等を企画し、会員であることのメリットを感じてもらえる機会を創設する。
  - ・ Web で会費納入ができるシステムの利活用を推進する。

## 別紙①

### 令和 8 年度「ケアプランセンター木春」事業計画書 (離島等相当サービス居宅介護支援事業)

#### ～基本方針～

事業開始から丸 8 年が経過し、利島村においても介護サービスは基本的な生活支援として定着しつつある。一方、契約件数は減少傾向にあるため、地域包括支援センターと一体的に相談支援の入口機能を維持し、必要な住民が適切なタイミングで支援につながる体制を整える。当事業所では、地域に必要なかつ重要なインフラとして、要介護者やその家族等が安心して在宅生活を継続できるよう支援することを目的に、特に次の事項について推進する。

- (1) 利島村の特性を踏まえたケアマネジメントの検討と提供を行う
- (2) 居宅介護支援事業所の安定運営と、非常時のサービス提供訓練に定期的に取り組む
- (3) ICT の活用をさらに推進し、ご利用者や家族を含め関係機関との連携を深化させる

#### ～活動計画～

##### (1) 利島村の特性を踏まえたケアマネジメントの検討と提供を行う

- ご利用者・ご家族の意向確認を適切に行い、おかれている環境や立場等の理解にも努めたアセスメントに取り組む。
- ご利用者が可能な限り在宅生活を継続できるよう、自立支援と重度化予防の視点を持ったケアプランを作成し、離島を含む他地域の先行事例も参考に検討する。
- 地域ケア会議等に参画し、社会資源の把握・開発とインフォーマルサポートの活用を進めるとともに、総合相談等で把握した支援ニーズを適切につなぐ。
- 主治医等の専門職と日常的に連携してご利用者の状態変化を早期に把握するとともに、ケアプラン作成時には適切なアドバイスを得るようにする。
- 入退院等の際には保健・医療・福祉職等の関係者と必要な連携を行い、ご利用者が島内外の適切なサービスを利用できるよう支援する。特に、島内のセラピスト等と連携し、家屋調査や福祉用具・住宅環境の検討を行うなど、退院・帰島後の生活を見据えた支援を強化する。
- 災害発生時の要配慮者として、自治体と連携した個別避難計画の作成に取り組む。

##### (2) 居宅介護支援事業所の安定運営と、非常時のサービス提供訓練に定期的に取り組む

- 地域包括支援センターとの一体的な運営を推進し、高齢者福祉に関するワンストップサービスの提供を継続する。
- 本土及び東京島しょ地域のケアマネジャーと日常にかかわる機会を持ち、専門職同士が支援しあえる環境作りを行う。
- いわゆる“ひとりケアマネ”の事業所であることを踏まえ、業務継続が困難となる状況を想定し、セルフプランや有資格者の活用を含む事業継続方法の整理・検討を続ける。
- 利島村唯一の居宅介護支援事業所として、BCP に基づく訓練を定期実施し災害対応力を高める。併せて、外部研修等を計画的に活用し、運営の標準化と支援の質向上に取り組む。

### (3) ICTの活用をさらに推進し、ご利用者や家族を含め関係機関との連携を深化させる

- Web会議システムや各種クラウドサービスの利活用を推進する。
- いわゆるAIケアプラン導入も視野に、費用対効果も踏まえつつ各種情報収集を行う。
- カナミックネットワーク®の活用をすすめ、島内関係機関との連携効率化を図る。
- ICTツール活用の幅をひろげ、ご家族等と複数の連絡手段を設けることに取り組む。
- 特に隣接する大島や新島の介護施設との連携を強固にすることを目的に、施設訪問を実施する。また、島外サービス（入所・短期入所等）利用時の連携ルートや情報提供の手順を整理する。
- ケアマネジャーの職能団体に参加し、東京都内他地域の関係機関との連携促進を図る（いわゆる“ひとりケアマネ”としての相互支援体制の確保を含む）。

### ～その他事項～

#### <利用者に関する保険者への通知>

利用者が次のいずれかに該当する場合、遅滞なく意見を付し、その旨を保険者へ報告する。

- 正当な理由なく介護給付・介護予防給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないため介護・要支援状態の程度を悪化させている場合。
- 状態を偽ったり、その他不正な行為により保険給付を受けたり、又は受けようとしている場合。

#### <秘密保持（個人情報の適切な取扱い）>

- 事業所のケアマネジャーは、業務上知り得た利用者又はその代理人の個人情報を正当な理由なく漏洩しない。
- 担当者会議等で利用者又はその代理人の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその代理人の同意を得ておく。

#### <苦情処理>

- 苦情対応担当者を選任する。
- 保険者が行う苦情調査に協力をする。
- 国民健康保険団体連合会への申し立てに伴う利用者援助、調査協力を行う。

#### <事故発生時の対応>

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、速やかに保険者、ご利用者、その代理人等に連絡を行うと共に必要な処置を講ずる。

#### <高齢者虐待に対する対応>

高齢者に対して心身に害を及ぼす虐待や財産の不当な処分を発見したときは、その行為を行っている人の意図や悪意の有無に拘わらず、地域包括支援センターへ連絡するとともに関係者と共に必要な処置を講じる。

#### <その他>

- 外部より講師や講演の依頼等があった場合には、職員の資格や経験に基づき、地域連携の促進や交流を目的として可能な範囲で必要な協力を行う。
- 年末年始等で休業期間が長期間にわたる場合には、電話転送等を活用してサービス提供時間外にも支援が途切れることがないような体制構築を図る。
- サービス提供地域が小規模離島という特異な環境であることから、平時及び有事の住民支援に保険者等と協働して取り組むことができるよう、日常的な連携を心がけて事業運営にあたる。

## 別紙②

### 令和8年度「デイホームさくゆり」事業計画書 (離島等相当サービス地域密着型通所介護事業) (介護予防・日常生活支援総合事業)

#### ～基本方針～

介護保険法にある、「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる」という理念を実現するために、職員が専門的な支援を提供することで、ご利用者とその家族、そして地域住民の皆により良い暮らしがもたらされることを事業所のミッションとする。様々な形で、事業に関わる人を増やし、より良いデイサービスにつなげられるよう努めていく。

#### ～活動計画～

基本方針をふまえて、今年度においては特に下記3項目について重点的に取り組むこととする。

- (1) **ご利用者が住み慣れた島で、家族や知人等と少しでも長く暮らし続けることの支援ができるよう安定した事業所運営を行うとともに、職員個々の資質を向上させる。**
  - サービス提供体制を盤石なものとするため、職員体制のさらなる安定化を図る。
  - 職員間の情報共有や意見交換を進め、ご利用者への理解を深めると共に、職員の提案を活かしてより良いサービスにつながるような環境づくりをする。
  - 各種感染症や大規模災害への備えを行い、緊急時に必要な支援が途切れない体制作りに取り組む。
  - Web研修の積極活用や外部講師の招聘を通じて、職員が研修を受講できる機会を拡充する。
  - 今の現場に必要な研修内容を盛り込み研修を充実させて、介護の質向上を図る。
  - 職員のスキルアップを推奨し、資格取得にかかる費用や勤務調整に関する支援にも取り組む。
  - 他機関との情報共有を積極的に行い、各機関がご利用者にタイミングよく関わられるよう努める。
- (2) **ご利用者や地域住民の様々なニーズをとらえ、それらに応えられる多様なサービス提供を目指す。**
  - 地域や学校の催しに参画すると共に、地域の方が事業所を訪れやすい環境を作りご利用者と地域との交流機会を増やし、事業所外でのニーズ把握に努める。
  - 日常的にご利用者の希望を確認し、共に考えながら毎日の支援を提供していく。
  - 保育園や小中学校とも連携し、子どもと高齢者との交流行事を企画・運営する。
  - 共有スペースで開催される「脳の健康教室®」参加者とご利用者での、定期交流の機会を設ける。
  - 社協による農園事業には希望に応じて参加できるよう支援し、ご利用者の役割づくりや地域との関りづくりのきっかけとしていく。
  - 島の伝統行事を取り入れ、内容に応じ地域住民も参加できる開かれたイベントとして開催する。
- (3) **島唯一の通所介護事業所として、介護サービスのみならず島の福祉全般を担っていることを念頭においた事業運営に取り組む。**
  - 地域住民のボランティア参加を促し、当事業所が交流の場になることを目指す。
  - 様々な方たちの受け入れに際し、ご利用者と来訪者共に個人情報を守られるよう、適切な受け入れ体制や情報管理を行う。
  - 事業所からの情報発信を積極的に行い、地域住民が介護への関心をもてるよう働きかける。

- 併設の地域包括支援センターが実施する高齢者支援に協力し、必要時には当事業所をスムーズに利用いただけるような関係づくりを行う。
- 通常のデイサービスにとどまることなく、必要時には専門性を活かした柔軟なサービスを提供することができるよう、関係各所との日頃からの連携促進に努める。サービス提供の際には、介護職員として適切な対応をとれるよう日頃から職員の意識作りをする。

### ～令和8年度 年間行事予定～

月	イベント名	月	イベント名
4月	お花見（ドライブ）	10月	運動会・学校運動会観覧、参加
5月	端午の節句	11月	文化祭・学校文化祭観覧
6月	さくゆり見物（ドライブ）	12月	クリスマス会
7月	七夕祭り	1月	新年会、展覧会（作品出展、鑑賞）
8月	納涼祭	2月	節分
9月	敬老祝賀会	3月	雛祭り

- ご利用者の誕生日に合わせて誕生会を開催する。
- 利島の季節を感じることができるよう、適時ドライブ等の外出行事を行う。
- 行事内容の検討においては、ご利用者の意見を十分に聴取し、反映することに努める。

### ～委員会活動および各種会議～

ご利用者へのより良い支援の提供や、介護保険関係法令で定められた事柄に対応することを目的に、各種会議体を設置し課題の検討や研修会開催等に取り組む。

委員会等名称	内容等
管理運営委員会 （必要時に開催）	・ BCP に基づく防火防災対策および訓練の実施、見直し等 ・ 事業所の運営に必要な各種調整や、研修企画や開催等
食事・衛生管理委員会 （毎月1回の開催）	・ 栄養状態の把握および食事提供全般に関することの検討ほか ・ 食中毒や感染症の予防と対策
虐待および事故防止・ ケア向上委員会 （毎月1回の開催）	・ 虐待および事故の未然防止と再発防止対策の検討 ・ 職員の資質および介助技術（入浴・排泄・食事介助ほか）向上を 目的とした各種取り組みの検討等
KUMON 月次検討会 （毎月1回の開催）	・ 学習療法に取り組んでいるご利用者に関する情報交換 ・ 支援にあたる職員間での気づきの共有
ケアカンファレンス （毎月1回の開催）	・ ご利用者支援に関するデイサービス内の調整会議 ・ 個々のご利用者に関する支援内容の検討や、個別事例の検討等
職員会議 （毎月1回の開催）	・ 事業所および法人の運営等に関する定例会議 ・ 職員の安全衛生に関わることの検討や意見交換等
サザエカンファレンス （月2回程度の開催）	・ 村役場、診療所、そして社協介護事業所との連絡会議 ・ 情報交換や、事業所間連携の推進について等の意見交換ほか
地域運営推進会議 （年2回の開催）	・ ご利用者や家族、地域住民等に対する事業所の状況報告の場 ・ より良い事業所運営を目指しての関係者との意見交換など

## 別紙③

# 令和 8 年度「利島村地域包括支援センター」事業計画書 (指定介護予防支援事業)

### ～基本方針～

介護保険法第 115 条の 46 に定める地域包括支援センターの目的を踏まえ、利島の住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、本人・家族・地域住民等からの相談内容を的確に把握し、関係機関と連携して解決に努める。また、2025 年を経て高齢者支援ニーズの多様化が見込まれることから、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進を継続し、地域の高齢者等の生活を総合的に支える拠点としての機能を発揮する。

なお、地域包括支援センターの配置は主任介護支援専門員 1 名として運営するが、法人内の社会福祉士及び令和 8 年度から配置される保健師と連携し、総合相談等をより手厚く提供できる体制を整える。

### ～事業内容～

#### 1. 包括的支援事業

##### ① 総合相談支援業務

- ・ 地域住民からの相談に応じ、適切なサービス利用や専門機関への橋渡しを行う。
- ・ 多様な相談に対応できるよう各種専門職と連携し、戸別訪問や定期的な電話連絡等に取り組む。

##### ② 介護予防ケアマネジメント業務

- ・ 高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、生活環境等に応じ、対象者自らの選択内容に基づき、介護予防に向けた取組が実施されるよう支援する。

##### ③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・ 入退院・入退所等により高齢者の状態や生活環境が変化した場合でも、変化に応じて安定した生活が継続できるよう支援する。
- ・ 介護支援専門員有資格者がごく少数である地域特性を踏まえ、東京都島しょ地域における介護支援専門員ネットワークの構築支援を継続し、困りごとを相談し合える環境づくりを支援する。

##### ④ 権利擁護業務

- ・ 高齢者の虐待防止に向けて関係機関と連携し、早期発見、早期対応に取り組む。
- ・ 判断能力が十分でない方が地域で安心して生活できるよう支援し、社会福祉協議会の「地域福祉権利擁護事業」と連携して必要な権利擁護に取り組む。

#### 2. 地域包括ケアシステムの推進

##### ① 地域ケア会議の充実

- ・ 地域課題会議および地域包括ケアシステム推進連絡会（通称：しあわせ会議）を定期的で開催し、個別ケースの検討から利島特有のニーズを把握する。関連する会議体と一体的に運営し、幅広い委員との協働を進める。

## ② 在宅医療と在宅介護の連携推進

- ・ カナミックネットワーク®を活用し、情報提供機能および医療連携機能の強化に努める。入退院で関わりの多い医療機関とは、平時から定期的な連携に取り組む。
- ・ 緊急時の連絡および情報共有手順（連絡先、必要情報、同意取得等）を整理し、関係機関間で共通理解を図る。

## ③ 認知症施策

- ・ 「認知症サポーター養成講座」等を開催し、地域全体が今よりも認知症に対しての理解を深めることができるようにする。
- ・ 地域の介護事業者が“日本版 BPSD ケアプログラム”を活用することをサポートし、認知症やその支援者がより良い環境で過ごすことができるようにする。
- ・ 住民全体を対象とした、KUMON の“脳健康教室®”開催に際し、各種支援に取り組む。

## ④ 生活支援サービスの体制の構築推進

- ・ 生活支援コーディネーターの配置を継続し、ホームヘルプサービス等在宅支援サービスとの連携を図り、生活面での支援体制構築を目指す。
- ・ 社協セミナー等を活用し、要介護者を介護している家族等を対象に、介護に必要な知識及び技術等の習得についての講座を開催する。

## 3. 一般介護予防

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、そして管理栄養士等の専門職を島外より招聘（一部はオンラインを活用）し、リハビリの実施や各種専門職に相談できる機会を広く住民に提供する。
- ・ 地域の老人会の活動支援を行う。
- ・ 高齢者の社会参加等を目的としたサロン活動を支援する。
- ・ 毎月「健康教室」と題した介護予防に資する行事を開催する。
- ・ 若いセラピストが常駐している強みを活かし、地域の若年層に対しても、将来を見据えて介護予防に関する普及啓発に取り組む。

## ～その他事項～

### <保険者との連携>

- ・ 利島村による各種介護保険事業をバックアップするとともに、第9期介護保険事業計画の着実な遂行に最大限協力をする。

### <事業運営の効率化>

- ・ 2017年4月より委託を受け地域包括支援センターを運営してきたことの評価を行い、利島村における地域包括支援センターのより良い在り方（職員配置や運用等）の検討を続ける。

### <時間外対応の充実>

- ・ 夜間や休日に支援が必要となった住民に対し、利島村で唯一の高齢者福祉の総合相談窓口としての役目を果たすため、状況に応じて休日のシフト勤務や電話転送による窓口機能の提供を行う。

## 別紙④

# 令和 8 年度「利島村こども家庭センター」事業計画書

### ～基本方針～

利島村に独立したこどもに関する相談機関が誕生してから丸 3 年が経過し、少しずつではあるが利島村において「社協にこどものことを相談できる場所がある」という認識、地域住民や関係機関の間に広がりがつつある。こども家庭センター（以下、センター）では、妊産婦、子育て家庭及び児童に対し、早期から切れ目のない包括的かつ継続的な支援を実施することを目的としている。今年度は、以下を重点項目として取り組んでいくものとする。

### 【重点項目】

- (1) 母子保健と児童福祉の一体的支援
- (2) 関係機関との情報共有・シームレスな支援体制
- (3) 積極的な啓発活動の推進
- (4) こどもが安心して過ごせる居場所づくり

### ～各重点項目における取組内容～

#### (1) 母子保健と児童福祉の一体的支援

- センターには、児童福祉に関する相談を対応する相談員のほか、今年度より母子保健の専門知識を有する保健師を配置する。母子保健と児童福祉がこれまで以上に緊密に情報共有を行い、状況に応じた専門的支援を切れ目なく実施する。
- 妊娠期から子育て期（18 歳まで）に関する相談、また児童（利島を故郷にする児童を含む）本人からの相談について、必要に応じてサポートプランを作成し、支援を行う。

#### (2) 関係機関との情報共有・シームレスな支援体制づくり

- 妊産婦、子育て家庭及び児童が抱える課題に対し、関係機関が連携しシームレスな支援を行うことで、早期発見・早期対応を図る。
- オンライン情報共有システムを用いて、役場・教育関係機関・医療等の関係機関が妊産婦・子育て家庭・児童の情報をリアルタイムに共有することで地域連携の強化を図る。
- オンライン等を活用した相談支援体制を構築することで、発達支援にかかる専門職、東京都児童相談センターの児童福祉司、児童心理司が来島していない時でも妊産婦・子育て家庭・児童・地域住民が相談できる体制の強化を図る。

#### (3) 積極的な啓発活動の推進

- 定期的にホームページや社協だより等を活用し定期的に情報発信を行うことで、地域住民がセンターに関心をもてるように働きかける。
- 利島村要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関向けの研修の開催や児童虐待防止に関するガイドの作成を行う。

#### (4) こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- 島内でこどもが日中過ごす場所は、学校・学童・家庭となっている。放課後や児童生徒の学期休暇期間には、保護者の就労により家庭内で一人またはきょうだいのみで過ごすこどもが一定数い

る。こうした状況を踏まえ、社会福祉協議会（以下、社協）において、家庭や学校とは異なる第三の居場所として、こどもが誰でも自由に安心して過ごすことができる場を提供する。

## ～事業実施の概要～

### (1) 相談支援

- 妊産婦、子育て家庭及び児童の福祉に関する各般の問題について、電話、来所、訪問等により相談を受け付け、面接等を通じて状況把握を行い、必要な援助やその他問題解決に向け支援を行う。

＜相談の態様＞

月曜～金曜 9：00～17：00

※電話相談、メール相談、来所相談、家庭訪問を実施

※相談は秘密厳守、利用料は無料

※土曜・日曜、祝日、年末年始は休業とする

### (2) 子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）

- 妊婦から乳幼児とその保護者を対象に、週3日9時～17時まで、安心して遊びながら他の親子等との情報交換や交流を図る場として、社協にひろばを開設する。ひろばには相談員等を配置し、子育ての相談に対して必要な助言や支援を行うとともに、情報収集にも努めることとする。

### (3) こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）

- 利島村に在住する保育園に在籍していない概ね生後6か月から満3歳未満の未就園児を対象に、家庭以外の居場所として社協において支援を実施する。こどもの健やかな成長と保護者の子育て不安の軽減を目的とし、利用形態は1回あたり2～3時間程度、月10時間以内とする。
- こどもと高齢者が互いに支え合い、豊かな地域社会形成を目指すことを目的に、共生型保育の導入を視野にいたした事業運営に取り組む。

### (4) 受験生チャレンジ支援貸付事業（東京都補助事業／区市町村窓口）

- 都内の中学3年生・高校3年生又はこれに準ずる方を対象に学習塾、各種受験対策講座の受講料や高校等の受験料の捻出が困難な一定所得以下の世帯へ必要な資金の貸付を無利子で行っていく。

### (5) こども居場所事業（居場所・昼食提供）

- 社協がこどもの居場所の一つとなることで、高齢者や職員等との多世代交流を生み、地域の福祉活動への理解・関心の向上につなげる。
- 学校が定める休暇期間（春季・夏季・冬季）中のこどもと保護者を対象に、栄養確保と保護者負担の軽減を目的として低額で昼食提供を行う。加えて、昼食提供を通じて社協の専門職と自然に接点を持てる機会を設け、相談に対する心理的ハードルを下げ、必要時の早期相談支援につなげる。

## ～その他事項～

### ＜守秘義務（個人情報の適切な取扱い）＞

- センター事業の実施にあたる者は、事業の利用者及び利用世帯のプライバシーの保護に万全を期すものとし、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

### ＜その他＞

- 年末年始等で休業期間が長期間にわたる場合には、電話転送等を活用してサービス提供時間外にも支援が途切れることがないような体制構築を図る。

## 別紙⑤

# 令和8年度「利島村放課後児童クラブ」事業計画書 (放課後児童健全育成事業)

### ～基本方針～

放課後児童クラブ（以下、学童）は、村が行う放課後児童健全育成事業として、児童の安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図る事を目的とする。利島村役場から事業移管され、利島村社会福祉協議会が運営しており、運営主体の特徴を活かした事業展開を推進していくものとする。今年度は特に、利用時の低学年化が進むと想定される。異学年の子どもたちが共に生活する中での育ちを見守りながら、必要に応じて大人が適切に関わり対応できるようにしていきたい。

### ～事業概要～

#### 1. 対象児童

村内に住所を有し利島小中学校（以下、学校）に就学している児童であって、保護者の就労、疾病等により保護に欠けるもの。

#### 2. 開所日・開所時間

##### ① 開所日

毎週月曜日から金曜日までの5日間（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く）とする。

※長期休業期間については要調整

##### ② 開所時間

原則として下校時から午後5時までとし、学校休業日、及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時までとする。※冬季（日没の早い期間）については要調整

#### 3. 施設・設備

① 施設は、利島小中学校体育館のミーティングルームを専用保育室として運営する。

② 設備は、「利島村学童保育室物品設置基準」に基づき整備する。

#### 4. 職員体制

① 学童保育指導員として、放課後児童支援員の資格を持つ者やその補助を行う者を、概ね児童6名に対して職員1名程度配置する。

② 保育補助員やボランティアの受け入れを行い、放課後児童支援員を中心に安全な保育を行う。また、子どもがいろいろな大人と関わる機会作りとする。

### ～目的達成に向けた取り組み～

#### 1. 学童保育指導員の役割

① 児童の居場所確認をはじめとした安全確保や、日常的な健康管理及び情緒の安定を図る。

② 遊びを通して児童の自主性、社会性及び創造性を培う。個々の遊びと共に集団の遊びにおいても、児童のアイデアを大切に遊びの発展を援助する。

③ 児童が宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整える。

④ 基本的な生活習慣の確立に向けての援助、自立に向けた手助けを行い、その力を身に付けることが

できるようにする。特に新入生に対しては生活の変化に慣れ安心して過ごしていけるようにする。

## 2. 保護者との連絡

保護者への支援や連携を図るため、定期的に活動内容等の情報提供を行う。必要に応じて個々に子どもの様子を伝えるとともに、家庭での様子の把握に努める。

## 3. 関係機関・地域との連携

児童の発達の連続性への配慮や地域での生活の観点から、関係機関及び地域との連携を図る。必要に応じて保護者に了承を得た上で、児童に関する情報を共有する。

- ① 緊急時の対応や施設の活用にあたり、学校及び教育委員会との連携を図る。急な事態に子どもが混乱しないよう、学校の授業変更等の情報が得やすい環境を作る。
- ② 他機関がイベント等を開催する際には事前の情報共有が出来るようにし、子どもや保護者が選択して居場所の利用や参加が出来るようにする。
- ③ 地域の介護事業所との交流等、児童と高齢者が共に参加できる取組みを行う。
- ④ 学童の日常の様子を Web や広報誌等で発信し、地域住民との関係作りに努める。
- ⑤ 発達支援に関する専門職の助言を受け、児童の健全な育成や日々の生活に役立てる。

## 4. 日常の安全管理や危機管理対策

児童の安心できる居場所づくりや、日々の学童運営において、来所や帰宅時を含めて児童の安全を確保するため次のとおり配慮をする。また安全計画に基づいた点検や訓練を行い、各種マニュアルに基づき対応する。

### ① 衛生管理

学童保育室の環境を整え、衛生管理に留意する。感染症等の予防及び発生について、日ごろから学校や保健機関と連携を図る他、「感染症予防・対応マニュアル」に基づき適切に対応する。

### ② アレルギー対応

「アレルギーの発症をなくす」を目標に、安全性を最優先とした対応に取り組む。

### ③ 事故やケガの対応

児童の安全を守るため、危険防止に向けた対応を行う。事故やケガが発生した場合、速やかに保護者に連絡を取り、内容を的確に伝え医療機関と連携して適切な処置を行う。

### ④ 防災・防犯対策

災害・緊急時の児童の避難、誘導、安全確保、通報等のマニュアル類に基づき、都度迅速に対応する。

## 5. 事業内容の向上

- ① 学童内で子どもの様子について情報共有や、子どもへの対応の意見交換を行い職員が統一して子どもに関われるように努める。
- ② 事業内容の向上のため、職員の研修参加について検討・実施していく。
- ③ 事業内容については定期的な自主点検を行い、事業内容向上に努める。
- ④ マニュアル類の見直しを行い、児童支援員をはじめ子どもに関わる者たちが安全に保育に入れるようにする。

## 6. 苦情・要望への対応

- ① 苦情・要望の受付窓口を設置し、保護者に周知する。
- ② 苦情・要望を受け付けた場合は、内容を詳細に聞き取り速やかに対応し解決に導く。